

ボランティア活動 功労者表彰 Q & A

愛知県政策企画局秘書課
秘書・栄典グループ

目次

ボランティア活動功労者表彰 Q&A

| | | |
|------|--------------------|---|
| I | 自主的な活動について | 1 |
| II | 無報酬について | 2 |
| III | 活動期間について | 2 |
| IV | 活動回数について | 3 |
| V | 個人・団体の活動について | 4 |
| VI | 表彰対象者について | 5 |
| VII | 推薦に必要な書類、提出方法等について | 5 |
| VIII | その他 | 6 |

このQ&Aは、ボランティア活動功労者表彰候補者の推薦事務に関し、市町村その他の推薦機関の事務担当者からの質問を中心に、同担当者の事務処理に役立つと思われる内容を加えて、作成したものです。

ボランティア活動功労者表彰Q & A

I 自主的な活動について

Q 1. 市役所等の公的機関が募集したボランティア活動に参加した場合、自主的な活動と言えるか。

A 1. ボランティア活動の内容・形態によりますが、原則として、市役所等が募集・企画・運営するボランティア活動に参加する場合は、自主的な活動に当たりません。

ただし、ボランティア活動が、ボランティア活動者が自ら活動を企画・運営しているものであれば、自主的な活動と言える場合があります。

Q 2. 市役所から委託されボランティア活動を行っているが、団体の自主的な活動と言えるか。

A 2. 原則として、自治体等からの委託を受けてボランティア活動を行っている場合は、自主的な活動に当たりません。

ただし、団体が自主的に実施してきたボランティア活動に対して、自治体等が委託金として支援する場合等で、引き続き企画・運営も団体が自主的に行っている場合は、自主的な活動と言える場合があります。

II 無報酬について

Q 1. 要領に示されている「材料費等」とは具体的に何か。

A 1. ボランティア活動で使用する資料の作成費（紙代・インク代・印刷代等）、ボランティア活動に用いる道具等（紙芝居読み聞かせにおける紙芝居等）の材料費、ボランティア活動を行う際に活動者が負担した交通費（実費）等が挙げられます。

人件費・報酬（飲食代・茶菓子代含む）は材料費とはみなしません。

なお、活動の対価ではなく、自主財源を人件費・報酬（飲食代・茶菓子代含む）に充てている場合は、無報酬とみなされる場合があります。

また、団体の管理運営に必要な経費（会議費等における飲食代・茶菓子代含む）が、市町村等の補助金・助成金の対象経費となっている場合、無報酬とみなされる場合があります。

Q 2. 利用者から実費を徴収する代わりに、自治体等から補助金の交付を受けている。補助金は、ボランティア活動に使っているが、無報酬と言えるか。

A 2. 補助金がボランティア活動のための材料費等に充てられ収益になっていない場合、無報酬と言えます。

団体の管理運営に必要な経費（会議費等における飲食代・茶菓子代含む）が、市町村等の補助金・助成金の対象経費となっている場合、無報酬とみなされる場合があります。

なお、活動の対価ではなく、自主財源を人件費・報酬（飲食代・茶菓子代含む）に充てている場合は、無報酬とみなされる場合があります。

III 活動期間について

Q 1. 20年前からボランティア活動を行ってきたが、1年前にボランティア活動を止め、現在は活動を行っていない。

活動期間は10年を超えているが、表彰基準を満たしていると言えるか。

A 1. 本表彰は、表彰日現在で、ボランティア活動を行っている者・団体を対象としています。

現在、活動を行っていない場合は、表彰基準を満たしません。

Q 2. 40年前から個人でボランティア活動を行ってきたが、20年前よりボランティアグループを設立し、活動を行っている。ボランティア活動の期間は、どのように計算すればよいか。

A 2. 団体に所属してボランティア活動を行っている場合は、原則として、団体について表彰することとなっています。

活動期間の計算は、グループを設立した20年前からとなります。

Q 3. 20年間ボランティア活動を行っているが、この間に体調不良により1年間活動を行っていない期間がある。活動期間はどのように計算すればよいか。

A 3. 活動を中断している1年間の活動を20年間の活動期間から除外して計算します。

Q 4. 9年11月半の間ボランティア活動を行っているが、活動期間はどのように計算すればよいか。

A 4. 1月のうち1日でも活動を行っている場合は、1月と数えますので、この場合、活動期間は10年間となります。

IV 活動回数について

Q 1. 団体のボランティア活動において、ボランティア活動を行っていない月があるが、年間12回以上活動を行っている場合は、表彰基準を満たしていると言えるか。

A 1. 月1回以上ボランティア活動を行っていない場合は、原則として、表彰基準を満たしません。

ただし、ボランティア活動の内容、状況等から、ボランティ

ア活動を行っていない月があることについて、やむを得ないと判断できる場合は、活動回数の表彰基準を満たしているとみなされる場合があります。

Q 2. 海水浴場の監視員など、個人が特定の時期に集中して年12回以上ボランティア活動を行っている場合でも、表彰基準を満たしていると言えるか。

A 2. 通常のボランティア活動の範囲内であれば、活動の内容により、活動期間、活動時期が特定の月に集中しても、年12回以上活動していれば、活動回数の表彰基準を満たしているとみなされる場合があります。

Q 3. ボランティア団体の会員相互の勉強会・交流会・研修会は団体の活動回数に含めることができるか。
表彰基準を満たしていると言えるか。

A 3. 会員相互の勉強会・交流会・研修会・打合せ会は、自己の技術等の向上や団体運営に関する活動として直接的なボランティア活動に当たらないとみなされるため、活動回数には含めません。

V 個人・団体の活動について

Q 1. ボランティア団体に所属して、ボランティア活動を行っているが、それに加え団体の活動とは別に、個人でもボランティア活動を行っている。
個人として推薦することはできるか。

A 1. 団体に所属して行うボランティア活動とは別の個人としてのボランティア活動と判断される場合は、個人のボランティア活動として推薦することができます。

Q 2. 企業がボランティア活動を行っている場合、表彰基準を満たしていると言えるか。

A 2. 業務時間外に社員が自主的に企画・運営するボランティア

活動を行っている場合等、当該活動が営業活動に当たらず、表彰基準を満たしているとみなされる場合があります。

VI 表彰対象者について

Q 1. 公務員は表彰候補者になり得るか。

A 1. 公務員であっても、職務外でボランティア活動を行っている者については、表彰の候補者となります。

Q 2. ボランティア活動者表彰（感謝状[～平成17年度]）の受賞者を推薦することはできるか。

A 2. 推薦することができます。
なお、ボランティア活動者功労者表彰（表彰状[平成18年度～]）の受賞者を推薦することはできません。

Q 3. 愛知県外の在住者・団体が、愛知県内で活動している場合、推薦することはできるか。

A 3. ボランティア活動の範囲が愛知県内であれば、県外の在住者・団体であっても推薦することができます。

VII 推薦に必要な書類、提出方法等について

Q 1. 団体が収支決算書、会則、構成員の名簿を作成していない場合、どうすればよいか。

A 1. 収支決算書を作成していない場合は、直近2年の収支を分かる範囲で記載し、収支決算の状況が分かる書類を作成してください。なお、対価を得ておらず、補助金・助成金等をもっていないため決算に関する書類を作成していない場合は、作成しなくてもよいものとします。

会則等を作成していない場合は、団体の活動内容等が客観的に分かる資料（会報誌等）を会則等の代わりに提出してください。

名簿を作成していない場合は、氏名のみでも結構ですので、分かる範囲で名簿を作成してください。

Q 2. 団体の会員名簿に会員の住所が記載されている。個人情報の保護のため、氏名のみを記載した名簿を提出してよいか。

A 2. 氏名のみが記載された名簿でも構いません。

VIII その他

Q 1. 推薦枠を超える推薦は可能か。

A 1. 候補者の推薦は、推薦枠の範囲内としてください。

Q 2. 表彰式に出席できない場合、どのように表彰されるのか。

A 2. 推薦者を通じて、表彰状及び記念品を贈呈します。